



熊本県公報

第11985号

平成23年2月18日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示		
○保安林の指定に関する予定の一部改正	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の区域変更	(〃)	3
○道路の供用開始	(〃)	3
○道路の供用開始	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	4
公 告		
○公共測量の終了	(監理課)	4
○公共測量の実施	(〃)	5
○県有地の売却	(管財課)	5
○県有地の売却	(〃)	5
○植木安定型最終処分場拡張事業に係る事後調査報告書の公告	(環境保全課)	6
登 載 依 頼		
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会)	7

告 示

熊本県告示第176号

平成22年12月28日熊本県告示第1165号(保安林の指定に関する予定)の一部を次のように改め、平成23年2月18日から適用する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所中「、字堀切2908番3」を削る。

熊本県告示第177号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字南檜原1308番12の1から1308番12の11まで、1308番12の16、1308番12の17、1308番12の20、字奥小輪智1308番13、字檜原1308番18
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南檜原1308番12の2から1308番12の11まで、1308番12の16、1308番12の17、1308番12の20
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町米原字砂坂1019番、1025番、1045番、1047番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字砂坂1019番・1025番・1045番・1047番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字福浜字内牧3710番3、3710番6、字連柳4846番、4867番2、4879番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字連柳4867番2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町甲佐町字藤反田 782番1地先から 同市七城町甲佐町字魚取 358番4地先まで	前	6.0 ～ 9.0	1,200.0	活力基盤交安 (歩道整備)
			後	11.0 ～ 36.0	1,200.0	
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町甲佐町字浪の田 101番3地先から 同市七城町砂田字馬越 1480番2地先まで	前	8.8 ～ 14.4	212.0	活力基盤交安 (交差点改良)
			後	11.0		

			後	～ 39.5	212.0	
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市赤池原町字人我胸 5 1 9 番 1 地先から 同市蟹作町字西並木 1 2 2 番 2 地先まで	前	4.9 ～ 11.9	290.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
			後	6.7 ～ 34.5	290.0	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 2 月 18 日

熊本県告示第 181 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 2 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 2 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯 浦線	水俣市大字久木野字狐岩 1 2 3 9 番 1 地先から 同市大字久木野字大浦 1 2 6 2 番 2 地先まで	前	6.1 ～ 10.9	72.5	単橋改 (橋り ょうの 改築に 伴う仮 設道路 設置)
			後	6.1 ～ 10.9	72.5	
				4.4 ～ 15.9	73.3	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 2 月 18 日

熊本県告示第 182 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 2 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 2 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市西間町字小永野 2 3 4 5 番 2 地先から 同市蓑野町字中棚 1 3 7 番 2 地先まで	201.4	交安統 合(歩 道設置)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 2 月 18 日

熊本県告示第 183 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 2 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 2 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	菊池市森北字萩ノ迫 950番1地先から 同市泗水町住吉字長通 386番地先まで	292.0	交通連 携国道 (暫定)

2 供用を開始する期日 平成23年2月18日

熊本県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ玉名 玉名市立願寺434	社会福祉法人グリーンコープ	平成23年2月14日

熊本県告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ玉名 玉名市立願寺434	社会福祉法人グリーンコープ	平成23年2月14日

熊本県告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター花へんろ 上益城郡益城町惣領1530番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年2月15日

公 告

熊本県公告第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（河川縦断測量）	平成22年9月13日から 平成22年12月20日 まで	上益城郡御船町、同嘉島町

熊本県公告第81号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空レーザ測量）	平成23年2月1日から 平成23年3月18日まで	下益城郡美里町

熊本県公告第82号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
所在 熊本市小峯四丁目2614番3
地目 宅地
地積 9,132.77平方メートル（公簿・実測）
最低売却価格 292,000,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 条第2号に規定する暴力団等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年4月25日（月）午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館701会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成23年4月15日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着のこと）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年5月16日（月）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第83号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
所在 八代市日奈久塩北町字野添2979番1
地目 宅地
地積 5,777.73平方メートル(公簿・実測)
最低売却価格 19,300,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年4月18日(月)午前11時
八代市西片町1660 熊本県八代地域振興局5階中会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成23年4月8日(金)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年5月10日(火)午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第84号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第34条第1項の規定に基づき、事業者から植木安定型最終処分場拡張事業に係る事後調査報告書の送付を受けたので、同条例第34条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成23年2月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 株式会社八木運送
(2) 代表者氏名 代表取締役 八木 衛
(3) 所在地 熊本県熊本市健軍3丁目3番5-101号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 植木安定型最終処分場拡張事業
(2) 種類 産業廃棄物最終処分場(安定型)の規模の変更
(3) 規模 拡張埋立面積 37,115.36平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本市植木町鑑田字山ノ浦880番地 外
- 4 関係地域の範囲
熊本市植木町鑑田、向坂地区の一部及びその周辺
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
熊本県庁(行政棟新館1階 情報プラザ)

株式会社八木運送（熊本県上益城郡益城町広崎1490-1）
株式会社八木運送植木処理場（熊本市植木町鑑田字山ノ浦880番地）
熊本市役所（1階 市政情報プラザ）

熊本市植木総合支所

(2) 期間 平成23年2月18日（金）から平成23年3月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

6 問い合わせ先

熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部環境保全課環境審査班

電話096-333-2268

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第3号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成23年2月18日

熊本県環境影響評価審査会会長 矢野 隆

1 開催日時

平成23年2月28日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 審議内容

「有限会社天草産業廃棄物処理工業産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。

(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。

(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境保全課環境審査班）

電話096-333-2268